

# 令和6年度 群馬県立藤岡工業高等学校 部活動方針

令和6年4月

## 1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動について

運動部9部、文化部2部、研究部3部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長各1名をおく。

#### 【運動部】

バスケットボール部、バレー部、ソフトテニス部、ウエイトリフティング部  
硬式野球部、サッカーチーム、バドミントン部、弓道部、卓球部、

#### 【文化部】

美術部、囲碁将棋部

#### 【研究部】

機械研究部、電子機械研究部、電気研究部

### (2) 活動日及び活動時間について

#### ①週当たりの休養日の設定

・週1日以上の休養日を設定する。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

#### ②長期休業中の休養日の設定

・学期中の休養日の設定に準ずる。

・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

#### ③活動時間

・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では3時間程度で練習を終える。

・学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、長くとも3時間程度で活動を終える。

・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設置し、無理のないよう活動する。

※平日に合宿やコンクール前練習等で活動時間延長の場合は保護者の承諾を得て参加させる。

#### ④朝練習

・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。

ただし、朝練習を行う場合は、以下のとおりとする。

活動時間 7：30～8：15

#### ⑤その他

・定期考査1週間前（土日を含む）は部活動を行わない。公式試合等が直後にある場合等は、届け出をして行うこと。

### 3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、徴収する場合は、必要最低限とし、金額について保護者の理解を得た上で決定する。その取扱は、以下のとおりとする。
  - ① 年間複数回、部費を徴収し、複数回支払いがある部は、通帳と出納簿を作成する。
  - ② 通帳や現金は、校内の鍵のかかる場所に保管する。
  - ③ 年度末に会計報告を行う。
  - ④ 会計管理は一人で行わず、必ず複数の顧問で行う。

### 4 参加する大会等の精選

- (1) 高等学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。
- (2) 顧問が引率して参加すること。
- (3) 宿泊を伴う場合や県外の大会などに参加する場合には、保護者から参加承諾書を集めること。

### 5 部活動運営

- (1) 外部指導者について  
専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のため、校長の了解の下、(部活動指導員や)外部指導者を活用する。  
ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。
- (2) 部活動検討委員会について  
適切に部活動を実施するため、部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議員会等を活用する。  
委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案できる機会を設ける。

### 6 その他

- (1) 体罰等の許されない指導の未然防止  
学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁じられていることは当然である。  
また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊重を損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対に行わない。
- (2) 活動報告について  
活動実績報告は所定の用紙に活動時間、活動場所等を記入し翌月5日までに、教頭まで提出する。